

町内会に関する問合せ先



- 鹿児島市役所 地域づくり推進課（東別館2館）
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099-216-1214 FAX 099-216-1207
- 谷山支所 総務課 地域振興係（2階）
〒891-0194 鹿児島市谷山中央4丁目4927 TEL 099-269-8403 FAX 099-260-4411
- 伊敷支所 総務市民課 地域振興係（3階）
〒890-0008 鹿児島市伊敷5丁目15-1 TEL 099-229-2111 FAX 099-229-6894
- 吉野支所 総務市民課 地域振興係（1階）
〒892-0871 鹿児島市吉野町3256-3 TEL 099-244-7113 FAX 099-243-0816
- 吉田支所 総務市民課 地域振興係（2階）
〒891-1392 鹿児島市本城町1696 TEL 099-294-1211 FAX 099-294-3352
- 桜島支所 桜島総務市民課 地域振興係（1階）
〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町1439 TEL 099-293-2346 FAX 099-293-3744
- 桜島支所 東桜島総務市民課（東桜島合同庁舎1階）
〒891-1543 鹿児島市東桜島町863-1 TEL 099-221-2111 FAX 099-221-2113
- 喜入支所 総務市民課 地域振興係（1階）
〒891-0203 鹿児島市喜入町7000 TEL 099-345-1112 FAX 099-345-2600
- 松元支所 総務市民課 地域振興係（2階）
〒899-2792 鹿児島市上谷口町2883 TEL 099-278-2111 FAX 099-278-4097
- 郡山支所 総務市民課 地域振興係（2階）
〒891-1192 鹿児島市郡山町141 TEL 099-298-2111 FAX 099-298-2835

町内会への加入申し込み方法

1 スマホからお申し込みいただくか、2 町内会加入連絡票を上記問合せ先へご提出ください。

1 スマートフォンからいつでも簡単申し込み

●住所・氏名等を入力するだけ！

後日、町内会から連絡がきます。
※鹿児島市から町内会へ情報を提供します。



（加入申込フォームへリンクします）

○お住まいの地域の町内会を
確認したい場合は地図で検索！

●住所を入力するだけ！

（Googleマップへリンクします）



2 町内会加入連絡票

年 月 日

町内会への加入を希望される皆様の氏名や住所等について、お住まいの地域の町内会にお知らせします。

ふりがな 氏 名		住 所	鹿児島市
電話番号	(日中、連絡の取れる番号)	メー ル アドレ ス	(Eメールアドレスでのご連絡を希望される場合のみ記入)

※1 ご記入いただいた情報は、町内会加入の手続き以外の目的には使用しません。

※2 Eメールでのご連絡をご希望される方は、受信設定をご確認ください。



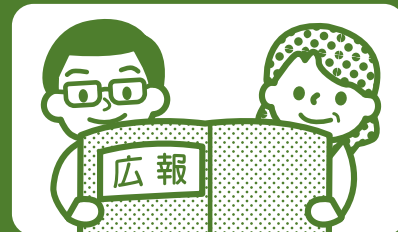
町内会に加入しましょう



まちをきれいに
しています



子どもや高齢者の
見守りをしています



広報誌を発行して
います



防犯灯を管理して
います



ごみステーションを
管理しています



避難訓練をしています



文化祭や楽しい講座を
開いています



運動会をしています



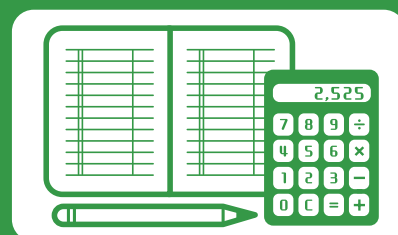
夏祭りをしています



個人情報をしっかり
管理しています



安全マップあります



明朗会計です



いざという時の
安心があります



みんなで笑顔に
なっています



このまちが好きです



鹿児島市

これらの
活動を行って
いるのは…

町内会です

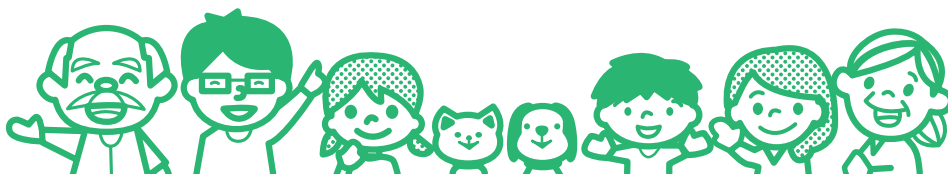
町内会は、同じ地域に住む皆さんが住みよい地域づくりのために、相互の助け合いを基本に活動を行っています。

町内会の主な活動

町内会は、住民同士の絆づくりや地域の環境美化活動など、安心安全で住みよい地域づくりを目指して、次のような活動を行っています。そして、これらの地域に根ざした町内会の活動は、鹿児島市のまちづくりの大きな力となっています。ぜひ、あなたも町内会に加入し、活動に参加しましょう。



年間の活動



●環境美化活動

ごみステーションの設置や管理、地域の一斉清掃など



●自主防災・互助活動

防災訓練の実施や災害時の助け合いなど



●各種文化活動

講座やサークルの開催など



●防犯・交通安全活動

防犯灯の設置や管理、防犯パトロールなど



●親睦交流活動

夏祭りや運動会、十五夜、あいご会活動など



●伝統保持活動

伝統行事の継承、地域の文化財の保持など



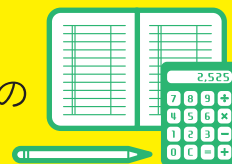
縦会

事業報告・決算の承認
事業計画・予算の決定
役員決定

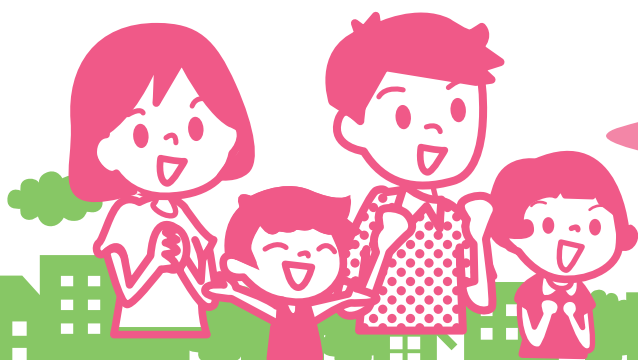


監査

帳簿、領収書等の確認



町内会は地域のために、
色々な活動をしているん
ですね！



町内会のQ&A

Q. 加入は義務なの？

A. 地域活動は町内会が中心となって行われています。町内会への加入の強制はできませんが、住みよい地域づくりのための大切な任意団体です。地域みんなで協力していきましょう。あなたの力が必要です。



Q. 加入のメリットは？

A. こちらに住まれた時点で、町内会費により設置・管理されているごみステーションや防犯灯などの恩恵を受けています。あなたの加入が、さらなる住みよい地域づくりの一助となり、地域情報の発信、日常や災害時の声かけ、助け合いなど地域に根差した活動につながっていきます。



Q. 会費って何に使われているの？

A. 夏祭りや運動会、敬老会等の地域の親睦を深める行事や集会所の維持管理費などに活用しています。また各種団体への負担金などを支出したり、行政からの補助金も活用しながら、つながりづくり・地域づくりを行っています。
また町内会の役員には、会長や副会長のほか、会計と監事があり、適正に会費を管理しています。予算・決算や重要な事項について、毎年開催する総会でみなさんの承認を受けています。



Q. 町内会に入るにはどうすればいいの？

A. 入会の手続きは、ご近所さんや、班長、役員、会長さんにお尋ねください。または、裏面の加入申込フォームや町内会加入連絡票からお申し込みできますので、ご利用下さい。

